

お知らせ

[泉大津市役所市民産業部市民課]

0725-33-1131

ご逝去を心からお悔やみ申し上げます。

この度、かけがえのないご親族がお亡くなりになり、大変お悲しみのこととお察し申し上げます。

ご葬儀がお済みになっても、当分の間はお取り込みのことと存じますが念の為、今後の市役所等公的機関での諸手続について、お知らせいたします。

必要な諸手続		持参(必要とするもの)	申請の窓口 ○印は窓口番号
種別	資格要件等		
葬祭費【3万円】 (国民健康保険)	国民健康保険の加入者が死亡のとき ・・・遺族に支給(詳しくは、保険年金課へ)	被保険者証・印鑑(認印) 葬儀の領収証	(市役所1階) 保険年金課 ⑤
葬祭費【5万円】 (後期高齢者医療保険)	後期高齢者医療保険の加入者が 死亡のとき・・・喪主の方に支給(振込) (詳しくは、高齢介護課へ)	被保険者証・印鑑(認印) 葬儀の領収証	(市役所1階) 高齢介護課 ⑧
老人医療の喪失届	医療保険加入者の親族 (詳しくは、高齢介護課へ)	各医療手帳・印鑑(認印)	
介護保険被保険者 資格の喪失届	65歳以上の方(40歳以上65歳未満 の人で介護保険の申請をされた方 を含む)の親族 (詳しくは、高齢介護課へ)	介護保険の被保険者証・ 印鑑(認印)	(市役所1階) 児童福祉課 ⑪
児童扶養手当	18歳未満の未成年者や児童を養育する と思われる母(詳しくは、児童福祉課へ)	年金手帳・印鑑(認印)	
児童手当	小学校修了前の児童を養育する と思われる者(詳しくは、児童福祉課へ)	印鑑(認印)	(市役所1階) 生活環境課 ③
汲取家庭の減員届 (浄化槽 公共下水道は除く)	同居の親族 (詳しくは、生活環境課へ)	なし	
墓地永代使用权の 承継届	民法に規定する親族で墓地使用权 を承継する者 (詳しくは、市民課へ)	承継申請書・戸籍(除籍) 謄本・印鑑証明書・ 墓地使用許可証	(市役所1階) 市民課 ④ 但し、春日墓地・公園
埋葬又は墓石 (墓標)の建立届	焼骨を埋葬したり、墓石・墓標を建立 するとき・・・上記の承継者 (詳しくは、市民課へ)	碑石、形像類設置申請書・ 埋葬届・死体埋火葬許可証 印鑑(認印)・墓地使用許可証	墓地以外は、その墓地 の管理者
水道使用者名義の 変更届	水道名義人が死亡したとき (詳しくは、水道業務課へ)	なし	(市役所2階) 水道業務課
入居承継承認申請 異動届 返還届	市営住宅入居者名義人または同居人が 死亡したとき (詳しくは、建築住宅課へ)	種別によって持参するもの が異なりますので、詳しくは、 建築住宅課へ	(市役所2階) 建築住宅課
農地を相続した ときは	農地の名義人が死亡したときは 農業委員会にお越し下さい。 (詳しくは、農業委員会へ)	なし (必要書類等は農業委員会 でお渡します。)	市役所3階 農業委員会事務局

※ 裏面にも年金に関する手続の説明がありますので、参考になさってください。

年金に関する手続き（年金を受け取っている方が死亡した場合、市民課への死亡届のほかにも日本年金機構等にも届が必要です。）

対象となる人	届出先	持参(必要とするもの)
<p>国民年金・厚生年金を受け取っていた。</p> <p>(共済年金や年金基金などを受け取っていた方は、それぞれの年金支給先にお尋ねください。)</p>	<p>日本年金機構堺西年金事務所 堺市西区浜寺石津町西4丁目2番18号</p> <p>電話番号:072-243-7900</p> <p>※下記の方は市役所で受付できます。 大正15年4月1日以前に生まれた方で国民年金だけを受け取っている方または障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金だけを受け取っている方。</p>	<p>必要な手続きの種類や必要書類の詳細につきましては社会保険事務所か年金ダイヤル(0570-05-1165)にお問合せください。</p> <p>必要書類(一般例) ①年金証書 ②印鑑(認め印) ③死亡者の住民票(除票) ④戸籍謄本(死亡者との続柄のわかるもの) ⑤住民票(請求者) ⑥預金通帳(請求者・郵便局以外) ⑦所得証明(請求者・税務課) ⑧死亡届の写し(市民課) ⑨学生証(高校生以上の場合) 他に請求者の住所が別の時は〈生計同一証明〉や代理者が手続きをする場合は〈委任状〉が必要です。</p> <p>死亡届(①②③) 未支給年金(①～⑥) 遺族厚生年金(①～⑧) 遺族基礎年金(①～⑨)</p>
<p>国民年金や厚生年金に加入していたが何も受け取ることなく死亡した。</p>	<p>日本年金機構堺西年金事務所 または(市役所)保険年金課 ⑤</p> <p>※請求する年金の種類により届出先が変わります。</p>	<p>年金手帳(基礎年金番号のわかるもの)を用意のうえ、(市役所)保険年金課⑤、日本年金機構、または年金ダイヤル(0570-05-1165)にお問合せください。</p>